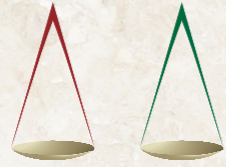


Attorney & Accountant



広島総合法律会計事務所は

企業・市民の皆様の様々な問題をワンストップでサポートします

グループ内の法律事務所、税理士事務所、公認会計士事務所、社会保険労務士事務所、相互の連携により、ワンストップで対応いたします。



- 広島電鉄路面電車 白島電停(徒歩1分)
- 広島高速交通アストラムライン「城北駅」(徒歩8分)
- JR「新白島駅」(徒歩10分)

広島総合法律会計事務所

〒730-0004 広島市中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル7F
http://www.hirosos.jp/

弁護士法人 広島総合法律会計事務所TEL:082-227-1100 FAX:082-227-1200
 広島総合税理士法人 広島総合公認会計士共同事務所.....TEL:082-227-1414 FAX:082-227-1122
 広島総合社会保険労務士法人.....TEL:082-227-1005 FAX:082-227-1122

★事務所受付時間 平日 9:00~18:00
(ただし、12:00~13:00はお昼休みをいただいております。)



A&A REPORT

Attorney & Accountant



広島総合法律会計事務所
〒730-0004 広島市中区東白島町14-15
NTTクレド白島ビル7F
http://www.hirosos.jp/

● 暑中お見舞い申し上げます

広島総合法律会計事務所の会計部門が法人化したのは2011年1月で、既に10年が経過しました。私自身の税理士登録が2010年4月ですので、私の税理士としての歩みは広島総合税理士法人の歩みとほぼ一致します。事務所には2008年7月から所属しており



ますので、13年が経過し、干支がひと回りを超えました。今年初めの事務所報で、河合弁護士が「ミスター広島総合」と自称されておられましたが、干支ひと回り以上の期間をスタッフ、資格者、パートナーとしての立場で過ごしてきた私は、差し詰め「ミスター広島総合税理士法人」と自任してもよろしいでしょうか。税理士登録した際には、「皆様にたくさんのありがとうを言っていただけのような税理士を目標に」、と挨拶させていただいた記憶があります。その目標を忘れず、クライアントの皆様のご依頼に応えられるよう精進してまいります。まだまだ若輩者の身ではございますが、引き続きよろしくお願い申し上げます。

税務会計の仕事については、前職を含め17年ほどになります。この分野における業務の中心である税務申告書の作成及び税務相談については、その内容に多少の変化はあろうとも、基本的なところが大きく変わるようなことはないように見受けられます。しかし、取り巻く環境はここ数年、特にこの一年間で大きな変化があったように感じています。

昨年より見舞われている新型コロナウイルスの影響により、出社する人数を制限する必要性が生じま

税理士 大谷 浩史

したが、経総務に関する社内事務作業は紙の資料を使った遣り取り、パソコンへの入力業務、対面での打ち合わせ等が中心であり、対応が難しいものとなっています。対応しようとする業務の効率化、IT化は必須であり、今まさにデジタルトランスフォーメーションという言葉がフォーカスされています。

中小企業においては難関のようにも見えますが、ここを転換期と捉え、チャレンジするには良い機会かもしれません。弊所におきましては、従前よりこの方面への対応が必要不可欠と考え、徐々に進めていたところではありますが、この一年間でその必要性がさらに増したように思います。

これらの業務効率化、IT化のポイントとして、私が思う最も重要な点は、「自社においてありたい姿、全体像を描くこと」です。単純に導入を業者に依頼したとしても、うまくいくものではありません。まずは現状を理解し、何がネックとなっているのか、どこに問題があるのかを把握することから始め、それを解決するためにどんなことをすればいいのか、どうありたいのかを想像することが第一段階です。ここをはっきりさせることができれば、業者に何を要求すればいいのか、何を導入すればいいのかが見えてきますので、うまく進むことができると考えます。

我々としましては、このような流れに取り残されないように、またクライアントの皆様のごようなお悩みにも対応できますように、日々研鑽を重ねてまいりたいと思います。



● 新型コロナウイルス感染症に関する支援について

弁護士 砂本 啓介

世界的に拡大してきた新型コロナウイルス感染症による影響は、外出自粛や飲食店への時短・休業要請など、企業活動にも大きな影響を及ぼしています。このような中で、行政などにおいて様々な支援策がとられていますので、その内容を簡単に紹介していきます。(紙面の都合上、あまり知られていない制度について紹介します。また、原稿執筆から本紙面の発行までには時間があり、その間に変更等が生じているかもしれませんので、その点もご注意ください。)

①雇用調整助成金等申請手続き費用の補助(広島県内)

雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金といった雇用確保のための助成金があるのはご存知でしょうが、これらの手続きを行うために依頼した社会保険労務士の費用を10万円まで支援してくれる制度です。

②コンテンツグローバル需要創出促進事業(国)

特に緊急事態宣言発令地域などで、開催予定だった音楽・演劇などの公演や展示会などのキャンセル費用や、映像を活用した動画制作・配信費用について、上限2,500万円まで支援する内容が関係する可能性があるかと思えます。皆様が業務で行っていたイベントについて、5月中旬から6月中旬にかけての急な緊急事態宣言でキャンセル費用が発生したイベントなどがあるかもしれません。この制度を使うことで、キャンセル費用の支援を受けることができる可能性があるのご確認ください。

③IT導入補助金2021(国)

新型コロナウイルス感染症の関係で業務の非対面化やテレワーク導入に関する費用について、3分の2(上限額は制度類型による)を支援する制度です。昨年からのテレワークの推進などに取り組まれている企業も多いかと思いますが、新たに遡求申請できる要件も明記されたので、既に導入している企業においても確認をしてみたいかと思いますが。

④はなしあいサポート(広島弁護士会)

「新型コロナウイルス感染症の影響で結婚式や宴会が急遽キャンセルされたが、顧客がキャンセル料を払いたくないと言って何も支払ってくれない」など、新型コロナウイルス感染症に起因する様々な問題が生じていると思います。しかし、トラブルが生じた時にもいかならないことがあるのではないのでしょうか。こんな時に、広島弁護士会には弁護士が仲裁人となって、当事者の話し合いによる解決をサポートする「はなしあいサポート」という制度があります。新型コロナウイルス感染症関連の問題については、最初の申し立て手数料は無料です。

以上のような様々な制度があり、また、社会情勢に合わせて新しい制度も出てきています。厳しい社会状況の中で、いろいろな制度を有効に活用して、事業継続に少しでも生かしてもらえれば幸いです。

● 広島弁護士会 副会長に就任

弁護士 向井 良

本年4月から、広島弁護士会の副会長に就任しました。副会長は5名おり、主な業務は、50以上ある委員会に分担して出席すること、各委員会の活動の調整、イベント・シンポジウム等への出席、日々届く膨大な文書やメールへの対応などです。問題が出ればすぐに、「副会長に」と声が掛かりますので、雑用係、何でも屋として、日々走り回っている状況です。

昨年来のコロナ禍の影響により、弁護士会の会議もウェブ会議が多くなり、便利にはなりました。しかし、ウェブ会議は、空気感を共有しにくいとか、会議の前後でちょっとした話をするのには向かないとか、もどかしい思いは拭えません。もっと慣れてくれば解消するものなのでしょうか。

弁護士の業務は、クライアントに外部からアドバイ

スを提供する、いわば間接的な関わり方が多いものです。今回、副会長として、会で決めなければならないことを自ら判断したり、会議で説明して了承を得たりする機会が増えました。こうした経験から、組織での物事の進め方、準備の仕方を知ることができ、貴重な経験をさせてもらっています。

副会長業務で得た経験を生かし、皆様のお役に立てるよう、励む所存です。

【追記】私も分担執筆者の末席に名を連ねております、広島弁護士実務研究会編著『そこが知りたい!事件類型別 紛争解決への決算書活用術』(第一法規)が出版されました。弁護士だけでなく、企業のご担当者の皆様にもお役に立つものと思いますので、お手に取っていただければ幸いです。

● 令和3年度 税制改正セミナー

税理士 小平 祥彦

「令和3年度税制改正セミナー」は、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、撮影した動画をWEB上で公開する方法によりご案内させていただきました。

今年の税制改正は、新型コロナウイルス感染症の影響で経済が落ち込む中、厳しい経営環境を下支えし、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会をつくり、改めてデフレ脱却と経済再生を確かなものとしていく観点から行われました。

まず法人税では、企業のデジタルトランスフォーメーション(DX)及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設けています。また、活発な研究開発を維持するための研究開発税制の見直しや、コロナ禍を踏まえた企業の経営改革の実現のため、新卒・中途採用による外

部人材の獲得や人材育成への賃上げ、及び投資の促進に係る税制の見直しなども行われています。

所得税では、家計の暮らしと民需を下支えするために住宅ローン控除の特例を延長させるとともに、一部の企業において優秀な人材をスカウトする際に意図的に給与の一部を退職金にシフトさせることが行われたため、退職所得課税の適正化も行われました。また平成29年から導入されたセルフメディケーション税制については、限りある医療資源を有効に活用するために範囲を拡大させ、その適用期限を5年間延長させました。

納税環境整備では、政府全体の行政手続きにおける押印義務の見直しの方針を踏まえ、現行において実印による押印や印鑑証明書の添付を求めているもの等を除き、押印義務が廃止され、電子帳簿等保存法の見直しやスキャナ保存と、電子取引記録保存制度の見直しが行われました。

● 登録挨拶

社会保険労務士 小山 儀典

2019年1月に入所して、今年4月に社労士登録をいたしました。私は長年、福岡にある資格取得専門学校で講師をし、様々な資格の取得をサポートしてきました。そして合格後に活躍されている方とお話しする中で、次第に実務の世界に身を投じたいと考えるようになりました。こうして念願が叶い、実際に社労士業務に携わることになった今、その喜びよりも責任の重さをひしひしと感じ、汗をかく毎日です。



私事ですが、3月には第3子となる男子が生まれ、当社労士法人では男性として初の育児休業を取得しました。育児休業期間中はお客様にもご迷惑をお掛けしたこともあると思いますが、温かく受け入れていただき、感謝に

堪えません。

改正育児介護休業法も成立し、男性の育児参加の機運が高まっています。男性の育児休業取得に対しては助成金(両立支援等助成金{出生時育児休業コース}等)も支給されます。今回の育児休業中に感じたことや、育児休業の際に行った手続きなど、様々な体験を生かして、お役に立てる情報をお客様にお伝えできればと思っています。

育児休業取得期間中は、3人の子どもを中心に目まぐるしく動く毎日が続きました。そんな日々を過ごす中で、子育てと仕事を両立させることの大変さを改めて思い知りました。反面それ以上に、日々成長していく姿に楽しさを感じました。育児休業が終わった今でも、私の趣味は「息子のオムツ替えとお風呂に入れること」ではないかと思えるほどに、毎日楽しんでます。

まだまだ若輩者ですが、今後とも仕事に育児に頑張っていきますので、頑張りが足りないと思われたら、遠慮なくご指導ください。今後ともどうぞよろしくお願いたします。